## 遺伝子組換え実験・ゲノム編集を行う研究の 新規申請

〈申請受付は前期、後期の2回となります〉

## 新規申請書類の作成 ① 遺伝子組換え動植物の譲渡、譲受が予定されている場合は、別途手続きが必要となります。 ② 研究者は、研究開始前に「教育訓練の受講」が必要となります。 ③ 研究者は、「本学における定期健康診断」の受診が必要となります。 ※ウイルスベクターを取り扱う研究の場合のみ、別途「特別健康診断(DNA作業健康診断)」の受診が必要となります。 年2回 ※委員会より申請依頼の通知があります。 受付※ 新規申請書類の提出 ※実験センター事務室にメールで提出(jikken@stf.josai.ac.jp) 事務局による事前確認(記載内容により、修正の指示があります) 事前審査担当委員による予備審査 ※修正の指示がある場合は、事前審査担当委員へ書類再提出 委員会開催による審査 (前期・後期の年2回受付、審査) 不承認 承認 ※ 修正の指示がある場合は、 修正の上、書類再提出 研究計画の見直しが必要 委員会による確認 学長による実施許可 「第二種使用等拡散防止措置確認申請の承認について(通知)」の発行 研究開始